

○大隅曾於地区消防組合火災予防条例等施行規則

昭和52年4月22日

規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)並びに大隅曾於地区消防組合火災予防条例(昭和52年条例第18号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(各種申請及び届出等の手続)

第2条 条例及びこの規則に基づいて消防長に提出する届出又は申請書は、2部作成し、提出しなければならない。

(公示の方法等)

第3条 法第5条第3項及び法第11条の5第4項(法第5条の2第2項、第5条の3第5項、第8条第5項、第8条の2第4項、第12条第3項、第12条の2第3項、第12条の3第2項、第13条の2第2項、第14条の2第5項、第16条の3第6項、第16条の6第2項及び第17条の4第2項において準用する場合において同じ。)の規定による公示に関し、規則第1条に規定する管理者が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 大隅曾於地区消防組合公告式条例(昭和52年条例第1号)第4条の規定による告示
- (2) 大隅曾於地区消防組合消防本部、消防署、分署及び分駐所の掲示板への掲示
- (3) その他

(防火対象物の点検基準)

第3条の2 法第8条の2の2第1項の規定による防火対象物の点検に関し、規則第4条の2の6第1項第9号に規定する管理者が定める基準は、条例第3章火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等及び第4章指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等を基準とする。

(変電設備等)

第4条 条例第11条第1項第3号(条例第12条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、変電設備等の機器、配線及び配電盤等が相互に保持しなければならない余裕の基準は、次のとおりとする。

- (1) 配電盤の前面には、1.2メートル(低圧を扱う配電盤にあつては1.0メートル)以上、背面には0.8メートル以上の空間を保有すること。

- (2) 配電盤を2列以上設ける場合は、列の相互間を1.8メートル以上とすること。
- (3) 変圧器等の前面には0.6メートル以上、相互間には0.1メートル以上の空間を保有すること。
- (4) 変圧器等を2列以上設ける場合は、列の相互間を1.0メートル以上とすること。
- (5) 発電機等の周囲には、0.6メートル以上の空間を保有すること。

(標識等)

第5条 条例第11条第1項第5号(条例第8条の3第1項及び第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含む。)、第17条第3号、第23条第2項及び第4項、第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。)並びに第34条第2項第1号の規定によりそれぞれ設ける標識の様式は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。)及び第34条第2項第1号により設ける掲示板には、危険物、指定可燃物の性状に応じ、それぞれ次の表に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別表第2に定めるとおりとする。

危険物、準危険物又は特殊可燃物の種類	防火上の記載事項
過酸化物B若しくは第3類の危険物	注水行為を厳に禁止する旨
第1類若しくは第2類の危険物	火気の使用に注意を要する旨
第4類若しくは第5類の危険物	火気の使用を厳に禁止する旨
第6類の危険物	注水行為に注意を要する旨
指定可燃物	火気の使用に注意し、整理整とんする旨

3 条例第39条第4号の規定により設け、又は掲げる表示板又は満員札の様式は、別表第3に定めるとおりとする。

(水素ガスを充てんする気球)

第6条 条例第17条第5号の規定により用いなければならない風圧又は摩擦に対して十分な強度を有する気球及び掲揚綱等の材料及び構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 気球の材料

- ア ビニール樹脂若しくはこれに類する樹脂又はゴム引布等でその材料が均一で、かつ、気温の変化等による変質、静電気の発生又は帯電のしにくいもの
- イ 生地は、可そ剤、着色剤等の吹き出し、及び粘着がなく、かつ、泡及び異物の混入がないもの
- ウ 厚さはビニール樹脂については0.1ミリメートル以上、ゴム引布については、0.25

ミリメートル以上のもの

エ 拡張力及び伸びは、膨張又は圧縮による内外圧に十分耐えるもので、塩化ビニールフィルムにあっては150キログラム毎平方センチメートル、ゴム引布にあっては270キログラム毎平方センチメートル以上のもの

オ 引裂強さは、塩化ビニールフィルムにあっては、エレメンドルフ引裂強さ6キログラム毎平方センチメートル以上のもの

カ 水素ガスの過透する量は、1気圧、摂氏20度、24時間において、1平方メートルにつき5リットル内のもの

(2) 気球の構造

ア 掲揚又はけい留中、局部的に著しく外圧を受け、又は著しく静電気を発生することがないもの

イ 掲揚中、著しく不安定になり、又は回転することがないもの

ウ 接着部分は、その強さが生地の強さと同等以上であるもの

エ 糸目座の強さは、150キログラム以上の荷重に耐えるもの

(3) 掲揚網等の材料

ア 麻又は綿などで材質が均一で、かつ、変質、静電気の発生又は帯電しにくいもの

イ 繊維は、比較的長繊維のもの

ウ 掲揚網及びけい留網に使用する網の太さは、直径が麻については6ミリメートル以上、合成繊維については4ミリメートル以上、綿については7ミリメートル以上のもの

エ 糸目網に使用する網の太さは、直径が麻については3ミリメートル以上、合成繊維については2ミリメートル以上、綿については4ミリメートル以上のもの

オ 掲揚網の切断荷重は、気球の直径が2.5メートルをこえ3メートル以下のものについては240キログラム以上、2.5メートル以下のものについては170キログラム以上のもの

カ 水、バクテリア、油、薬品等により腐しよくしていないもの

キ 摩擦によりその強さが容易に減少しないもの

ク 建物等のかどにおける横すべりにより容易に切断することのないもの

ケ 吸湿により著しく硬化することのないもの

(4) 掲揚網等の構造

ア ヤーン数2以上のストランドを3つより以上としたもの又はこれと同等以上の強度

を有するもの

- イ 著しく変形し、又はキンクすることのないもの
- ウ 操作に際し、著しく滑ることのないもの
- エ 糸目は6以上とし、浮力及び風圧に十分耐えるもの
- オ 結び目は、動圧により容易に解けることのないもの
- カ 結び目は、局部的に荷重が加わらないようにしたもの

(火災予防上不適当なこんろ等の構造)

第7条 条例第18条第4号(条例第19条第2項、第20条第3項、第21条第2項及び第22条の規定において準用する場合を含む。)の規定により使用してはならないこんろ及び移動式ストーブ等の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 高压ガス以外の燃料を使用するこんろ及び移動式ストーブ

- ア 容易に転倒するもの
- イ 燃料容器、配管等の主要部分が腐しよく、変形、破損又は漏えいのおそれのあるもの
- ウ 操作方法が容易に消滅しない方法で明示されていないもの
- エ 取り扱い、手入及び修理が容易でないもの
- オ 点火又は燃焼に際し、火災発生の危険大なるものを使用し、又は危険な操作を必要とするもの
- カ 燃焼状態が不安定となり、又は異常燃焼をおこしやすいもの
- キ 点火、消火、火力調節等の際、作動が円滑かつ確実でないもの
- ク 燃焼部分に可燃物が落下し、又は接触するものを防止する装置のないもの
- ケ 使用中に燃料容器、操作部分及び底部の温度が著しく上昇するもの
- コ 燃料容器の底部が敷台等に直接接触するもの
- サ 液体燃料を使用するもので、漏れ、又はあふれた燃料を受けるための敷台のないもの
- シ 燃料補給時における溢流防止のための装置又は附属器具等のないもの
- ス 漏えい又は溢流した燃料が器具の内部にたまるもの
- セ 電気点火装置が短絡等を起し易いもの

(2) 高压ガスを燃料とするこんろ及び移動式ストーブ

- ア 点火又は消火の操作の際に、未燃ガスが著しく発生するもの
- イ 多量に燃料を消費するもので、事故等に作動する燃料の自動供給閉止装置のないもの

の

ウ 燃量容器が摂氏40度以上に加熱されるもの

エ 容器内の固定された燃料配管に金属管が使用されていないもの

オ その他前号(シを除く。)に掲げるもの

(3) 火ばち

木製の火ばちで内部に不燃性材料の落しがないもの又は落しの底が火ばちの底に接近しすぎているもの

(4) 置ごたつ

ア 上面及び側面により可燃物が内部へ侵入し、熱源と近接するのを防止する装置のないもの

イ 裸火を用いる置ごたつで、容易に転倒するもの

ウ 裸火を用いる置ごたつで、火入容器がやぐらの上部及び側面に接近しすぎているもの

エ 火入容器が可燃性のもの又は火入容器の底部が直接床面に接するもの

オ 電気を用いるこたつ類で使用温度が所定以上に上昇した場合に作動する電源の自動遮断装置のないもの

(5) 火消つぼ

ア 可燃性の材料で造ったもの

イ 底部が直接床面に接するもの

(6) アイロン及びこて

ア 電気を用いるアイロン及びこてで、ビニールコードを用いているもの

イ 裸火を用いるアイロンで、火の粉が飛散するもの

(火災警報の発令基準)

第8条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報は、次の基準により必要と認められる場合において発令する。

(1) 実効湿度65パーセント以下又は最小湿度35パーセント以下に下がる見込みのとき。

(2) 平均風速が12メートル以上の風が吹く見込みのとき。

(火気使用制限区域の標識)

第9条 法第23条の規定により、たき火又は喫煙の制限をした区域には、別記様式第1号の標識掲げるものとする。

(火災等発見者の通報場所)

第10条 法第16条の3第2項及び法第24条第1項の規定により、火災を発見した者は、電話、駆付け及びその他の方法により、迅速に次に掲げる指定場所へ通報しなければならない。

- (1) 消防署(分署及び分駐所を含む。)
- (2) 消防団(分団を含む。)
- (3) 市役所(支所、連絡所を含む。)及び町役場(支所、出張所を含む。)
- (4) 警察署(駐在所、交番を含む。)

(指定水利の届出)

第11条 法第21条第3項の規定による届出は、別記様式第2号により、5日前までに提出するものとする。

(指定催しに係る計画の届出)

第11条の2 条例第42条の3第2項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。

(防火対象物の使用開始の届出)

第12条 条例第43条の規定による届出は、別記様式第4号によるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第13条 条例第44条の規定による届出は、別記様式第5号から第8号までの当該設備に係るものによるものとする。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第14条 条例第45条の規定による届出は、別記様式第9号から第13号の2までの当該行為に係るものとする。ただし、同条第1号、第4号及び第5号の規定に基づく届出は、緊急又は軽微なものでやむを得ないと認められる場合に限り、口頭で届け出ることができる。

(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第15条 条例第46条の規定による届出は、別記様式第14号によるものとする。

第16条 削除

(防火管理者の資格講習)

第17条 令第3条第1項第1号の規定による消防長が行う防火管理に関する講習を受けようとする者は、別記様式第15号の受講申込書を消防長に提出するものとする。

2 消防長は前項に定める講習を修了した者に、別記様式第16号の修了証を交付するものとする。

(液化石油ガスに関する意見書交付申請書)

第18条 液化石油ガスの貯蔵施設等の許可又は変更許可を受けようとする者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第2項又は同法施行規則第56条

第2項の規定に基づき、交付申請書に関係書類を添えて申請しなければならない。

- 2 消防長又は消防署長は、別記様式第17号により申請があり、これを受理し、火災予防上支障がないと認めたときは、別記様式第18号の意見書を申請者に交付するものとする。
(指定洞道等の届出)

第19条 条例第45条の2の規定による届出は、別記様式第19号によるものとする。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第20条 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げるもの
 - (2) 法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもの
- 2 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第21条 条例第48条第3項の規則で定める公表の手続きは、法第4条第1項に規定する立入検査において公表の対象となる違反が認められ、かつ、その内容を当該防火対象物の関係者に通知した日から14日を経過した日においてなお当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正され、又は公表の対象物に該当しなくなったことを確認できるまでの間、大隅曾於地区消防組合のホームページに掲載し公表するものとする。

- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

(委任)

第22条 この規則の施行について、必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年規則第1号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第1号)

この規則は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第14号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成26年規則第3号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第1号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第2号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第3号)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第1号)

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第10号)

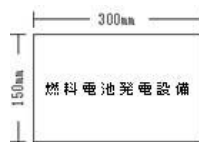
この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則(令和8年規則第1号)

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

別表第1(第5条関係)

燃料電池発電設備の標識



地 白色
文字 黒色

変電設備の標識



地 白色
文字 黒色

急速充電設備の標識



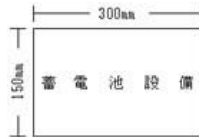
地 白色
文字 黒色

発電設備の標識



地 白色
文字 黒色

蓄電池設備の標識



地 白色
文字 黒色

水素ガスを充てんする気球を掲揚又はけい留
する場所への立入りを禁止する旨の標識



地 赤色
文字 白色

禁煙の標識



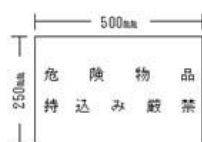
地 赤色
文字 白色

裸火使用禁止の標識



地 赤色
文字 白色

危険物品の持込禁止の標識



地 赤色
文字 白色

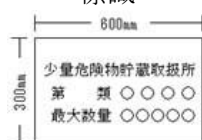
喫煙所の標識



地 白色
文字 黒色

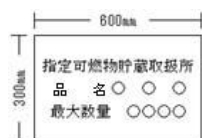
危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場所の

標識



地 白色
文字 黒色

指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている場
所の標識



地 白色
文字 黒色

別表第2(第5条関係)

注水行為を厳に禁止する旨の標識



地 青色
文字 白色

火気の使用に注意を要する旨の標識



地 赤色
文字 白色

火気の使用を厳に禁止する旨の標識



地 赤色
文字 白色

注水行為に注意する旨の標識



地 青色
文字 白色

火気の使用に注意し整理整とんする旨の標識



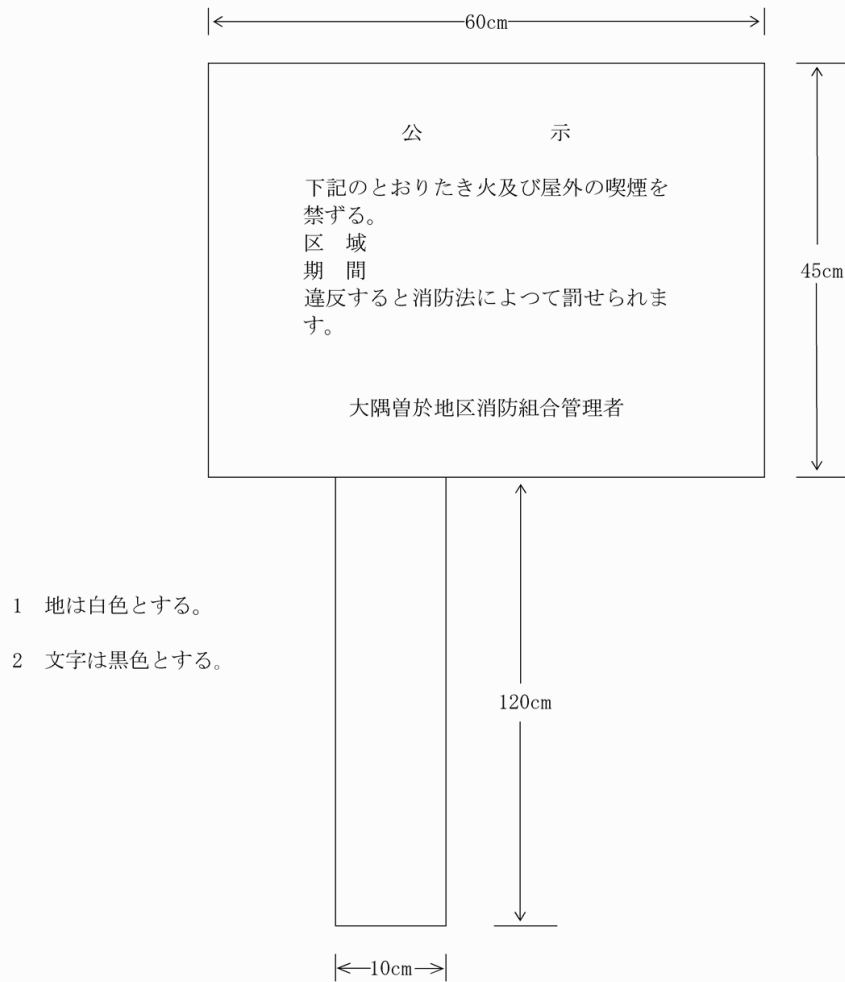
地 白色

文字 黒色

別表第3(第5条関係)

表	250mm	裏	250mm							
300mm	定員の表示板 定員 名	300mm	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="933 571 1037 705">対 象 名</td> <td data-bbox="1045 571 1204 705"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="933 716 1037 795">年 月 日</td> <td data-bbox="1045 716 1204 795"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="933 806 1037 974" rowspan="2">定員内訳</td> <td data-bbox="1045 806 1204 862">椅子席 名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 873 1204 974">立 席 名</td> </tr> </table>	対 象 名		年 月 日		定員内訳	椅子席 名	立 席 名
			対 象 名							
年 月 日										
定員内訳	椅子席 名									
	立 席 名									
地 白色 文字 黒色	満 員 札 地 赤色 文字 白色	500mm	250mm							
只今場内満員につきしばらくお待ち下さい。 "HOUSE FULL" PLEASE WAIT A WHILE										

別記様式第1号(第9条関係)



別記様式第2号（第11条関係）

変 更
指定消防水利 廃 止 届出書
使用不能

大隅曾於地区消防組合 消防長 殿		年 月 日
届出者 住 所 氏 名 電 話		
指定消防水利の所在地		
水 利 種 別	消火栓・防火水槽・貯水池・河川・その他（ ）	
水 利 の 所 有 者、 管 理 者 又 は 占 有 者	住 所	
	氏 名	
変更、廃止又は使用 不 能 の 理 由		
変更、廃止の年月日 又は使用不能の期間		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 届出者が法人の場合には、法人の住所、名称及び代表者氏名を記入すること。
3 水利種別の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
4 変更、廃止等の理由の欄は、具体的に記入すること。
5 ※印の欄は、記入しないこと。
6 指定消防水利所在地の略図を添付すること。

別記様式第3号（第11条の2関係）
火災予防上必要な業務に関する計画書

年 月 日			
大隅曾於地区消防組合 消防長 殿			
届 出 者 住 所 氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者) 電 話 防火担当者 住 所 氏 名 電 話			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指 定 催 し の 開 催 場 所			
指定催しの名称			
開 催 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	開 催 時 間	開始 時 分 終了 時 分
一日当たりの 人出予想人員		露店等の数	
使 用 火 気 等	☐ コンロ等の火を使用する器具 ☐ ガソリン等の危険物 ☐ その他 ()		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第4号（第12条関係）
防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
大隅曽於地区消防組合 消防長 殿					
届出者 住 所 氏 名 電 話					
所 在 地		電 話			
名 称				主要用途	
建 築 確 認 年 月 日				建 築 確 認 番 号	
※消防同意年月日				※ 消 防 同 意 番 号	
工事着手 年 月 日		工事完了（予定） 年 月 日		使用開始（予定） 年 月 日	
他の法令による許認可					
敷 地 面 積	m ²	建 築 面 積	m ²	延 面 積	m ²
従業員数等			公開時間又は 従業員時間		
屋外消火栓、動力消防ポンプ、消防用水の概要					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

防火対象物棟別概要（第号）	棟名称							
	用 途				構 造			
	種別 階別	床面積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要				特殊消防 用設備等 の 概 要
				消火 設備	警報 設備	避難 設備	消火活動 上必要な 施 設	
	階							
	階							
	階							
	階							
	階							
	計							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 建築面積及び延べ面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれの合計を記入すること。
 - 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
 - 同一敷地内に2以上の棟がある場合は、棟ごとに防火対象物棟別概要書を追加し、必要な事項を記入して添付すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 防火対象物の位置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

別記様式第5号（第13条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
 一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日 大隅曾於地区消防組合 消防長 殿					
届出者 住 所 氏 名 電 話					
防 火 対象物	所在地	電話			
	名 称			主要用途	
設 置 場 所	用 途	床面積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防用 設 備 等	
	構 造	階 層			
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着工（予定）		年 月 日	竣工（予定） 年 月 日	
	設 備 の 概 要				
	使用する燃料・ 熱源・加工液	種 類	使 用 量		
	安 全 装 置				
取扱責任者の職・氏名					
工 事 施工者	住 所	電話			
	氏 名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する場合にあつては、「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 火花を生ずる設備及び放電加工機以外の設備にあつては、使用量欄には1時間当たりの入力を記入すること。この際、電気を熱源とする設備にあつては、1キロワットを860キロカロリーに換算すること。
- 6 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。
- 8 当該設備の設計図書を添付すること。

別記様式第6号（第13条関係）

燃料電池発電設備
発電設備
変電設備
急速充電設備
蓄電池設備
設置届出書

大隅曾於地区消防組合 消防長 殿										年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話											
防 火 対象物	所在地	電話									
	名 称						用 途				
設 置 場 所	構 造					場 所			床 面 積		
						屋内（階）・屋外			㎡		
	消防用設備等又は 特殊消防用設備等					不 区	燃 画	有・無	換 設	気 備	有・無
届 出 設 備	電 圧	V				全出力又は 蓄電池容量		kW kWh			
	着工（予定）年 月 日					竣工（予定）年 月 日					
	設備の 概 要	種 別	キュービクル式（屋内・屋外）・その他								
主任技術者氏名											
工 事 施工者	住 所	電話									
	氏 名										
※ 受 付 欄						※ 経 過 欄					

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 電圧欄には、変電設備にあっては、一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
4 全出力又は蓄電池容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備又は急速充電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量（定格容量）を記入すること。
5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
6 ※印の欄は、記入しないこと。
7 当該設備の設計図書を添付すること。

別記様式第7号（第13条関係）

ネオン管灯設備設置届出書

年 月 日			
大隅曾於地区消防組合 消防長 殿			
届出者 住 所 氏 名 電 話			
防 火 対象物	所在地	電話	
	名 称		用 途
届 出 設 備	設 備 の 容 量	K V A	
	設 備 の 概 要		
	着工(予定)	年 月 日	竣工(予定)
工 事 施工者	住 所	電話	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※欄は、記入しないこと。
- 5 当該設備を設置する建築物等の付近見取図、配置図、当該設備の配置図及び設計図書を添付すること。

別記様式第 8 号（第 13 条関係）

水素ガスを充填する気球の設置届出書

大隅曾於地区消防組合 消防長 殿										年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話											
設置請負者		住 所 氏 名		電 話							
看 視 人		氏 名		他 名							
設置期間		掲 揚		自		至					
		けい留		自		至					
設置		目 的									
設置	地名・地番										
場所	地上又は屋上の別				用途		立入禁止の方法				
充填又は作業の方法				日時					場所		
				方法					ガス置場		
構	気 球	型				直径			材質		
						体 積			厚 さ		
造	掲 揚 綱		材質					太 さ			
	電 飾	電球の定格電圧				灯 数			配線方式	直列・並列	
	電 線 の 種 類						断 面 積				
総 重 量								そ の 他 必要事項			
支持方法		掲 揚 けい留									
※ 受 付 欄						※ 経 過 欄					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 設置場所の付近見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

別記様式第9号（第14条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

年 月 日 大隅曾於地区消防組合 消防長 殿 届出者 住 所 氏 名 電 話	
発 生 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 発生場所付近の略図を添付すること。

別記様式第 10 号（第 14 条関係）

煙火打上げ仕掛け届出書

大隅曾於地区消防組合 消防長		殿	年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話				
打 上 げ 仕 掛 け	予 定 日 時	自 至	年 月 日	時 分
	場 所			
周 囲 の 状 況				
煙火の種類及び数量				
目 的				
その他必要な事項				
打上げ、仕掛けに 直接従事する 責任者氏名		(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 打上げ又は仕掛け場所の略図を添付すること。

別記様式第 11 号（第 14 条関係）

催 物 開 催 届 出 書

年 月 日				
大隅曾於地区消防組合 消防長 殿				
届出者 住 所 氏 名 電 話				
防火対象物	所 在 地	電 話		
	名 称		本 来 の 用 途	
使 用 箇 所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
		m ²		
	消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要			
使 用 目 的				
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	開 催 時 間	時 分 から 時 分 まで	
収 容 人 員	名	避難誘導及び消火活動に 従事できる人員	名	
防火管理者 氏 名				
そ の 他 必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

別記様式第 12 号（第 14 条関係）

水道断水届出書

大隅曾於地区消防組合 消防長 殿		年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話			
断・減水予定日時	自 至	年 月 日 年 月 日	時 分 時 分
断・減水区域			
工 事 場 所			
理 由			
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 断・減水区域の略図を添付すること。

別記様式第 13 号（第 14 条関係）

道 路 工 事 届 出 書

大隅曾於地区消防組合 消防長 殿		年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話			
工 事 予 定 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分		
路 線 及 び 箇 所			
工 事 内 容			
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

別記様式第 13 号の 2 （第 14 条関係）
露店等の開設届出書

大隅曾於地区消防組合 消防長 殿				年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話					
開 設 期 間	自	年 月 日	時 分		
	至	年 月 日	時 分		
開 設 場 所					
催 し の 名 称					
開 設 店 数		道 路 使 用 許 可 の 有 無	☐ 有 ☐ 無		
現 場 責 任 者 氏 名	(電話)				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。

別記様式第 14 号（第 15 条関係）

少量危険物 貯蔵・取扱い（廃止）届出書
指定可燃物

大隅曾於地区消防組合 消防長 殿				年 月 日	
届出者 住 所 氏 名 電 話					
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 場 所	所 在 地				
	名 称				
類 ・ 品 名 及 び 最 大 数 量	類	品 名	最 大 貯 蔵 数 量		
貯 蔵 又 は 取 扱 い （廃止）方法の概要					
貯 蔵 又 は 取 扱 場所の位置、構造 及び設備の概要					
消防用設備等又は 特殊消防用設備 等 の 概 要					
貯 蔵 又 は 取 扱 い 開 始 （ 廃 止 ） の 予 定 期 日					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

別記様式第 15 号（第 17 条関係）

甲種防火管理講習受講申込書

申込日 年 月 日

種 別	☐ 新規講習	
	☐ 再講習 修了証交付機関名及び修了証番号 【 . 】	
ふ り が な		写 真 貼 付 縦 3.0 cm 横 2.5 cm 無帽、無背景 上半身 のりづけ
氏 名	☐ 男 ☐ 女	
生 年 月 日	(歳)	
住 所	電話（携帯電話も可）	
勤 務 先 名		
勤 務 先 所 在 地	電話	
職 務 上 の 地 位		
※ 受 付 欄		※ 講習修了証番号
		※ 備 考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 再講習の申込みには、甲種防火管理講習修了証の写しを添付すること。

別記様式第 16 号（第 17 条関係）

第 号

修了証

氏 名

生年月日

あなたは消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号の規定による
甲種防火管理 講習の課程を修了されました。

よってこれを証します。

年 月 日

大隅曾於地区消防組合

消防長

別記様式第 17 号（第 18 条関係）

意見書交付申請書

年 月 日 大隅曾於地区消防組合 消防長 殿 申請者 住 所 氏 名 電 話 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第36条第2項又は同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、関係書類を添えて申請いたします。	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第 18 号（第 18 条関係）

意 見 書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

大隅曾於地区消防組合
消防長



年 月 日付けで
から、液化石油ガスの貯蔵施設等の許可を受けるため意見を求めてきたが、これに
ついての意見は、次のとおりです。

記

別記様式第 19 号（第 19 条関係）
指定洞道等(新規・変更)届出書

		年 月 日
大隅曾於地区消防組合 消防長 殿		届出者 住 所 氏 名 電 話
設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞 道 等 の 名 称		
設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※印の欄は、記入しないこと。
4 洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書及びその他必要な図書を添付すること。

別表第3(第5条関係)

別記様式第1号(第9条関係)

別記様式第2号(第11条関係)

別記様式第3号(第11条の2関係)

別記様式第4号(第12条関係)

別記様式第5号(第13条関係)

別記様式第6号(第13条関係)

別記様式第7号(第13条関係)

別記様式第8号(第13条関係)

別記様式第9号(第14条関係)

別記様式第10号(第14条関係)

別記様式第11号(第14条関係)

別記様式第12号(第14条関係)

別記様式第13号(第14条関係)

別記様式第13号の2(第14条関係)

別記様式第14号(第15条関係)

別記様式第15号(第17条関係)

別記様式第16号(第17条関係)

別記様式第17号(第18条関係)

別記様式第18号(第18条関係)

別記様式第19号(第19条関係)